

厚生省の上告を直ちに棄却して下さい

長崎の原爆被爆者・松谷英子さんが、自分の不自由な身体を「原爆症と認定して下さい」と裁判を起こして、十年になります。この間、長崎地方裁判所も、福岡高等裁判所も、厚生省に対して、松谷さんを「原爆症と認定しなさい」と、明快な判決をくだしています。

それなのに厚生省は、最高裁判所に上告しました。「松谷さんの身体が不自由なのは、原爆の放射線によるものではない」というのです。

三歳で被爆した松谷さんはもう五十六歳。原爆瓦と放射線によって傷つけられ、右半身不随になった身体の痛みと不自由さは、加齢とともにひどくなっており、最近では日常生活にも差し障りがでてきています。

原爆に会わなかったら、放射線を受けなかったら、松谷さんがこんな身体になって、苦しみの人生を過ごすことはなかったのです。

裁判長。裁判官の皆さん、これ以上裁判を長引かせて、松谷さんを苦しめないで下さい。

一日も早く、厚生省の上告を棄却して下さい。

一九九 年 月 日

団体所在地

団体名

代表者名

印

最高裁判所	第三小法廷	裁判長	金谷利広	殿	
裁判官	園部逸夫	殿	同	千種秀夫	殿
裁判官	尾崎行信	殿	同	元原利文	殿